日本カイトボード協会 会員の皆様へ

力 小ボード総合補償制度のご案内

~ 就業中の危険対象外特約セット傷害総合保険 ~

Japan Kiteboard Association

日本カイトボード協会

補償内容

この保険制度は、日本カイトボード協会を契約者とする、会員の皆様のカイトボード中の賠償リスク、および日常生活における傷害リスクに対して手厚く補償する制度です。

ご注意

インストラクターを生業とされる方は、この制度にご加入いただけません。日本カイトボード協会公認スクールおよび協力ショップ向けにご案内しております「カイトボードスクール総合補償のご案内」をご覧ください。

1人賠償責任

カイトボード中のほか、日常生活上の第三者に対する損害等、法律上の 個人賠償責任を補償いたします。

例)他人にボードをぶつけてケガを負わせた。

おケガの補償

日本国内・国外を問わず、日常生活中に急激かつ偶然な外来の事故によるおケガにより、死亡または後遺障害を被ったり、また、入院・通院した場合に保険金をお支払いします。 <u>就業中の危険対象外特約がセットされておりますので、被保険者がその職業または職務に従事していない間(通勤途上を含みます。)に被ったケガにかぎり保険金をお支払いします</u>。



*保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

保険期間

平成28年7月1日午後4時から平成29年7月1日午後4時まで1年間 (加入締切日:平成28年6月20日)

中途加入は随時可能です(毎月25日締切・翌月1日補償開始)

保険金額および保険料

< 就業中の危険対象外特約セット傷害総合保険 >

<保険期間1年・団体割引5%適用>

保険料表		プラン 1	プラン 2	プラン 3
	死亡•後遺障害	341.9万円	230.8万円	176.5万円
	入院保険金日額	6,000円	4,000円	3,000円
傷害総合保険	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	4,000円	2,500円	1,500円
	救援者費用	100万円	100万円	100万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円
年間保険料		15,000円	10,000円	7,000円

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

こ加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。 「加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。 」また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。)

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

保険契約者 日本カイトボード協会

平成28年7月1日午後4時から平成29年7月1日午後4時まで1年間となります。 保険期間

平成28年6月20日 申込締切日

引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 :引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入対象者 日本カイトボード協会の会員

日本カイトボード協会の会員 被保険者 加入した方のみが保険の対象となります。 平成28年6月20日までに下記口座へお振込みください。(一時払) お支払方法

(普通)0086331 三菱東京UFJ銀行 千葉支店 日本カイトボード協会 会長 金子 大介

お手続方法 : 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の日本カイトボード協会でご送付ください。

加入依頼書の送付先

日本カイトボード協会 事務局 〒262-0032 千葉県千葉市花見川区幕張町5 - 417 - 139 電話番号043-376-4282

中途加入 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日

過ぎの受付分は翌々月1日)から平成29年7月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の前

月25日までに上記口座へお振込みください。(一時払)

この保険から脱退(解約)される場合は、日本カイトボード協会までご連絡ください。 中途脱退

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ()をされた場合等に、保険金をお支払いします。 ()身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。また、このご契約には就業中の危険対象外特約がセットされておりますので、被保険者がその職業または職務に従事していない間(通勤途上を含みます。)に被ったケガにかぎり、保険金をお支払いします。 (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について
「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

1 1 1 1	険金の種類	保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害(国内外補償)	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額		
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 【後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%)	故意または重大な過失 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができない おそれがある状態での運転 脳疾患、疾病または心神喪失 妊娠、出産、早産または流産 外科的手術その他の医療処置 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(1)を 除きます。)、核燃料物質等によるもの 地震、噴火またはこれらによる津波	
	 入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)		
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下 または のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(1) 先進医療に該当する手術(2) 《入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) (外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (1)以下の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	短点、「けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(3)のないものピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など、京教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・	
	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払います。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 「通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、助骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	人まだはこれと連帯するものかその主義主張に関して行う暴力的行為をいいます以下同様とします。 2 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、経学的検査、臨床検査、画像検査等によるようにある異常所見をいいます。以下同とします。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保	険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	個人賠償 責円(国内外 補償) (注)	住宅(1)の所有・使用・管理または被保険者(2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。(1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。(2)この特約における被保険者は次のとおりです。本人本人の配偶者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族本人または配偶者と生計を共にする同居の親族本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	故意 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 地震、噴火またはこれらによる津波 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 被保険者と同居する親族に対する損害賠償 責任 被保険者が所有、使用または管理する財物 の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 心神喪失に起因する損害賠償責任 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 または殴打に起因する損害賠償責任 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両()、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 環境汚染に起因する損害賠償責任 など (※)次の から までのいずれかに該当するものを除きます。 主たる原動力が人力であるもの ゴルフ場敷 地内におけるゴルフカート(ただし、の賠償責任に対しては保険金をお支払しません。) 身体障がい者用いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
費用の補償	救援者 費用 (国内外 補(注)	保険期間中に以下 から までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合住宅(2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合(1)次のア・からオ・までの費用がお支払いの対象となります。ア・捜索救助費用:遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。イ・交通費:救援者(3)の現地(4)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)。ウ・宿泊料:現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)。エ・移送費用:被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。オ・諸雑費:救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)。(2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。(3)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。	故意または重大な過失 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転ま たは麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 脳疾患、疾病または心神喪失 妊娠、出産、早産または流産 外科的手術その他の医療処置 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除 きます。)、核燃料物質等によるもの 地震、噴火またはこれらによる津波 ピッケル等の登山用具を使用する山岳登は ん、ロッククライミング(フリークライミングを含 みます。)、ハンググライダー搭乗等危険な運 動を行っている間の事故 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 腰痛等で医学的他覚所見のないもの

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による 治療をいいます。	
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療 器具等の受領等のためのものは含みません。	
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

- - *告知事項に ついて、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない ことがあります。

でごかかります。
死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3.ご加入後における貿意事項(通知義務等)
加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

< 被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

#保険者は、この保険数数(その神保険者に名る部分にかざります)を解除することを求めることができます。ままままままままままま。

、放保機合は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、 取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。 <重大事由による解除等>

重グラロにある。所ができませた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると 認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払できないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成28年7月1日午後4時に始まります。 **中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通

がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保 ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないこ とがあります。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解 決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)
保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書()、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、 承諾書
損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

-)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。 (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。 (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求で

というないます。 上記の書類をご提出いただ〈等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜ま でお問い合わせください。

ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象とな る場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未 経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。 また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき 被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の 未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき ご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることが

- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が
- (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・ 提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報) については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (http://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願 います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入 いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項につい て、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

もう一度 ご確認ください。



2.ご加入いただ〈内容に誤りがないかどうかをご確認〈ださい。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。)。

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故につ いては、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がありま す。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる 情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店 株式会社アライブ

+ 107-0062 東京都港区南青山2-2-6-901

03-3479-4334 : FAX 03-3479-5322 (受付時間:平日の午前9時30分から午後5時30分まで)

:保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 引受保険会社

TEL 03-3593-6824: FAX 03-3593-5369 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本 契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことが

-般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>[P電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。 このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

2016年3月10日作成 SJNK15-18577